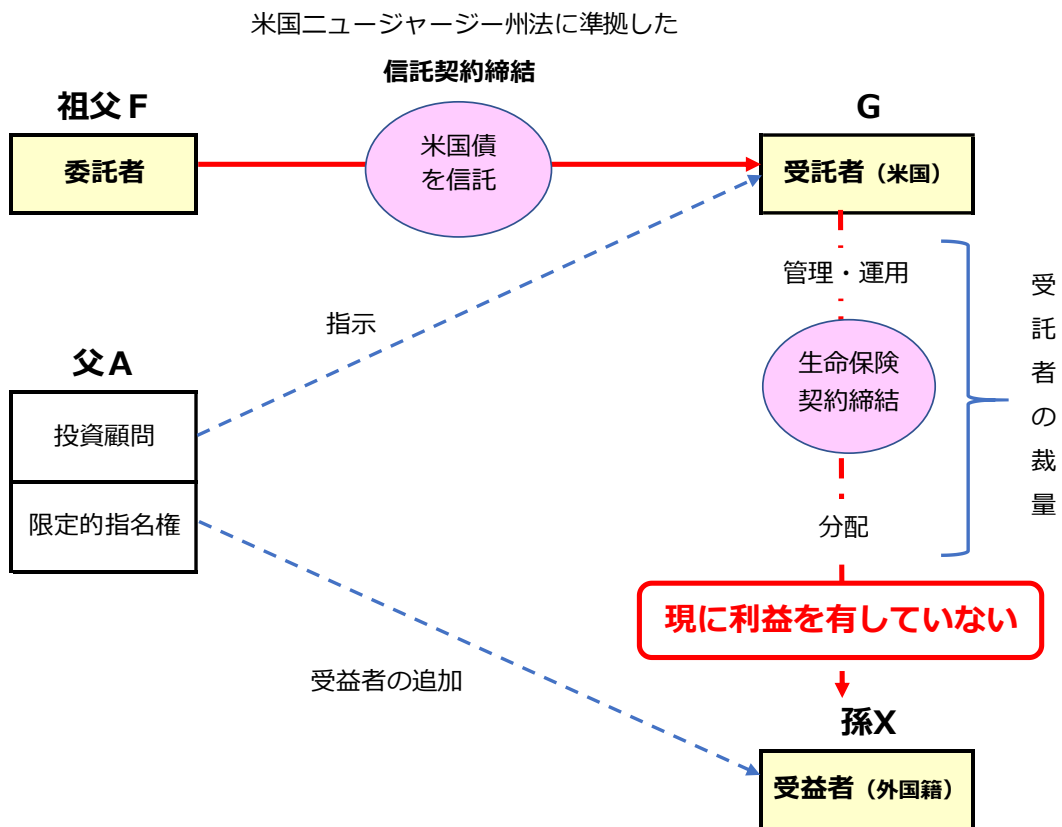


【原審の概要】

名古屋地方裁判所（第一審）平成23年3月24日／平成20年（行ウ）第114号
贈与税決定処分取消等請求事件

原告Xの祖父Fは、米国ニュージャージー州法に準拠して、米国籍のみを有するXを受益者とする信託を設定したところ、処分行政庁が、この信託行為につき平成19年改正前の相続税法4条1項を適用して贈与税の決定処分等をしたことから、Xがその取消を求めて提訴した事案。



本事案は平成18年信託法改正及びそれを受けた平成19年相続税法改正前の信託税制についての事案である。当時の相続税法相続税法第4条1項には「信託行為があった場合において、委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当

該信託行為があった時において、当該受益者が、その**信託の利益を受ける権利**（略）を当該委託者から贈与（略）に因り取得したものとみなす。」と規定していたが、「信託行為」については、同法にはこれを定義する規定は置かれていなかった。また、「受益者」についても同法には定義規定がなく、同様に信託法においても「受益者」を定義する規定が存在しなかった。

原審の判決では、相続税法5条ないし9条と同様に、みなし贈与の規定である同法4条1項にいう「受益者」とは、当該信託行為により、その信託による利益を現に有する地位にある者と解するのが相当であるところ、Xは、本件信託の設定に関し、現実に利益を享受しているとはいえないから、相続税法4条1項の「受益者」に当たるとは認められないとして、Xの請求を認容した。

【争点】

祖父Fの相続税対策スキームの流れを示すと以下のとおりとなる。

(1) 本件信託の設定行為が相続税法4条1項にいう「信託行為」に当たるか否か

米国ニュージャージー州法に準拠し「限定的指名権」や「裁量権」を盛り込んだ本件信託には、わが国の信託法のルールを適用できない。

(2) 孫Xが同条1項にいう「受益者」に当たるか否か

信託行為に当たるとしても、孫Xは信託設定時において現実に利益を受けていないので受益者には該当しない。よって、信託設定時に課税されることはない。

(3) 本件信託が生命保険信託に当たるか否か

孫Xが受益者に当たるとしても、本件信託は生命保険信託にあたるので生命保険に関する課税と同様に扱われる。そのため信託設定時に課税がない。

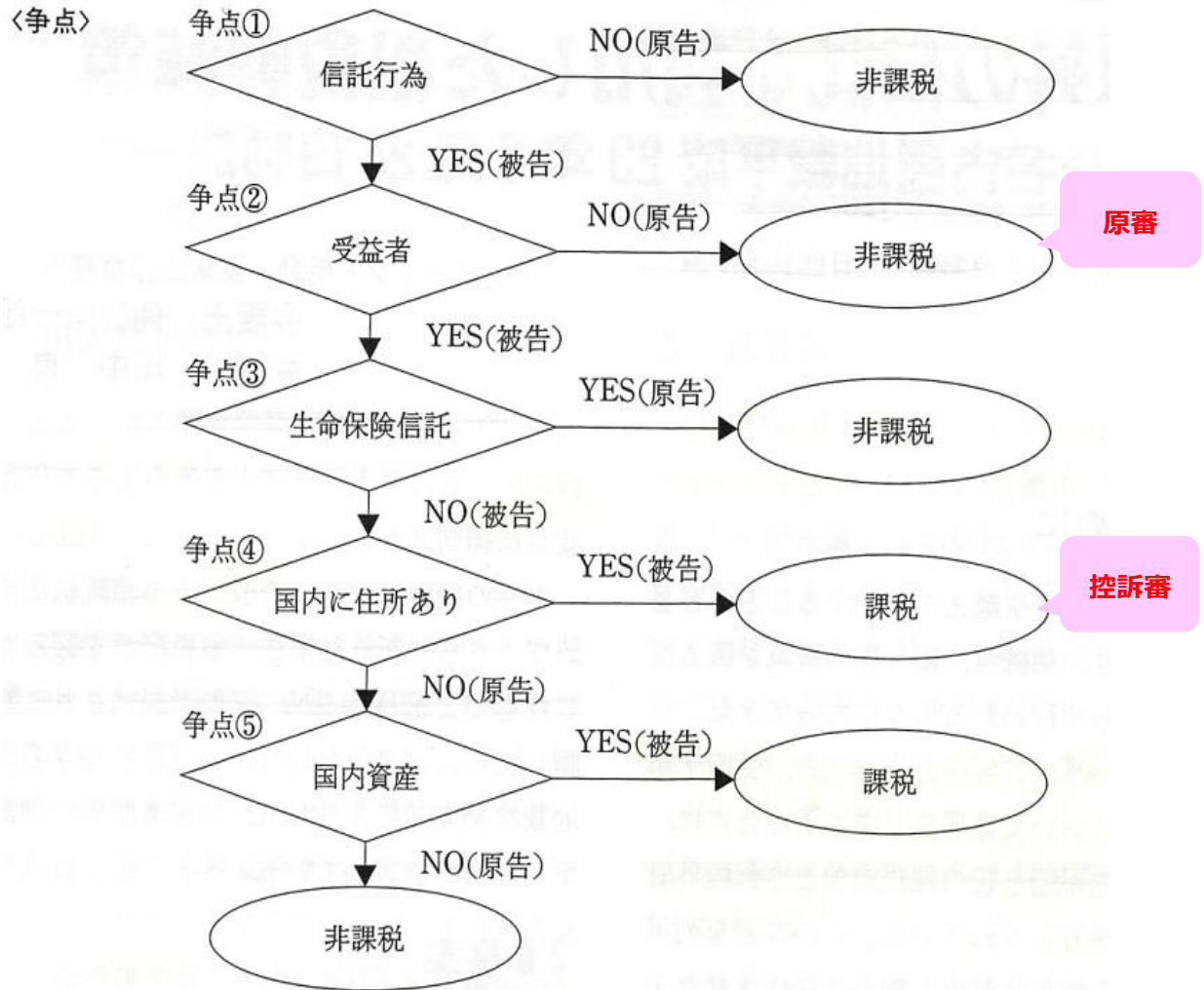
(4) 孫Xが相続税法1条の4第3号の制限納税義務者に当たるか否か

生命保険信託に当たらないとしても、孫Xは米国籍のみを有しており、信託設定時には非居住者であるため、国外財産のみが課税されることになる。

(5) 本件信託財産が我が国に所在するものであるか否か

孫Xは非居住者であるため、信託財産を構成する米国債は国外財産とされることから、日本の課税権は及ばない。

争点のフローチャート¹



上記のようになるため、別紙では争点ごとに各々の主張と判示をみる。

¹ 仲谷栄一郎「海外の信託を利用した租税軽減策」国際税務 31 卷 9 号 (2011.9) 77 頁

【控訴審の概要】

名古屋高等裁判所（控訴審）平成25年4月3日／平成23年（行コ）第36号

贈与税決定処分取消等請求控訴事件

争点2について、相続税法4条1項は、いわゆる他益信託の場合において、受益者に対し、信託行為があった時において、当該受益者が、その受益権を当該委託者から贈与により取得したものとみなして課税する旨の規定であって、本件信託行為時における唯一の受益者であるXが信託受益権の全部について、贈与により取得したものとみなされるとし、限定的指名権の行使の可能性があることや、受託者に裁量があることは上記の判断を左右するものではないとした。

